## 熊本競輪開催協賛事業実施要領

制定 平成 26 年 8 月 15 日 競輪事務所長決裁 改正 令和 6 年 12 月 27 日 競輪事務所長決裁

## 第1条 趣旨

この要領は、熊本競輪開催協賛事業(以下「協賛事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 熊本競輪開催協賛事業の内容

協賛事業とは、協賛者が熊本市営の競輪事業に協賛金を納付することにより、熊本市の当該競輪開催に当たって、協賛者に一定の特典を与える事業とする。

## 第3条 協賛者

協賛者は、法人、その他の団体又は個人とする。

## 第4条 欠格事項

次の各号のいずれかに該当するものは、協賛者とはしないものとする。

- (1) 風俗営業及びこれに類する事業を営むもの
- (2) 消費者金融業を営むもの
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始決定を受けた事業者
- (4) 法令に違反している又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) 市の入札参加資格に関して指名停止措置を受けているもの
- (6) その事業を営むについて、官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その 免許又は許可等を受けていないもの
- (7) その行う事業又は行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (8) 市税を滞納しているもの
- (9) 熊本市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協賛者として適当でないと市長が認めるもの

### 第5条 協賛金額の基準

- 1 協賛金額は、次の各号に定める額を最低額とする。
  - (1) F I 開催時 60,000 円
  - (2) F Ⅱ 開催時 30,000 円
- 2 協賛者から協賛金以外に優勝選手への副賞やファンサービス品の提供の申出が あったときは、これを認めるものとする。

## 第6条 特典の内容

協賛者の特典は、次の各号に掲げる内容のうちから、あらかじめ定めるが、詳細 については熊本市と協議のうえ決定する。

- (1) 開催タイトルの命名
- (2) 開催タイトル名の掲載(出走表、場内テレビ、CS放送、車券、スポーツ新聞、ホームページ等)
- (3) 熊本競輪場内へのPRブースの設置
- (4) 来場者・視聴者へのPR品等の配布、掲示
- (5) 表彰式への参加(表彰式を実施する場合)
- (6) その他市長が認める特典

## 第7条 開催タイトル名の制限

開催タイトルの命名を特典とする場合において、協賛者が希望する開催タイトルが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該開催タイトルを認めないものとする。

- (1) 市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 他人を誹謗、中傷又は排斥する内容を含むもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (6) 非科学的なもの又は迷信に類するものであることにより、他人を惑わせたり、 不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 市が推薦等をしていると、誤認のおそれがある表現をしたもの
- (8) 風俗営業の宣伝を目的としたもの
- (9) 求人広告を主たる内容とするもの
- (10) 当該商品、サービス等の効果等に個人差があるなど消費者保護の観点から望ましくないもの求人広告を主たる内容とするもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12)公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (13)前各号に掲げるもののほか、開催タイトルとして適当でないと市長が認めるもの

### 第8条 協賛者の募集

- 1 協賛者は、一開催ごとに募集する。
- 2 協賛の申込みは、熊本競輪開催協賛申込書(様式第1号)により行わせるもの とする。

#### 第9条 協賛者の決定等

- 1 協賛の申込みがあったときは、欠格事項について審査のうえ、協賛者を決定する。
- 2 協賛申込者が多数の場合には、協賛金額のほか、特典の内容等により総合的に 判断し協賛者を決定する。
- 3 審査の結果は、協賛の申込みを行った者すべてに、申込みを承認した場合は熊本競輪開催協賛承認通知書(様式第2号)により、不承認とした場合は熊本競輪開催協賛不承認通知書(様式第3号)により通知する。

## 第10条 協賛決定の取消し等

- 1 協賛者として決定したものが、次の各号にいずれかに該当するときは、その決定を取り消すものとする。
  - (1) 協賛金が指定期日までに納入されなかったとき。
  - (2) 申込内容に虚偽の記載があると判明したとき。
  - (3) 協賛決定時に予見できなかった事情により、協賛が困難となるに至ったと認められるとき。
- 2 決定が取消されたことにより生ずる不利益並びに損害については、熊本市はこれを補償しない。

## 第11条 協賛金の返還

納入された協賛金は、返還しない。ただし、開催中止等、協賛者の責めに帰すことのできない理由により協賛できなかったときは、この限りでない。

#### 第12条 その他

この要領に定めるもののほか、協賛事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成26年8月15日から施行する。

附則

この要領は、令和7年1月11日から施行する。

# 熊本競輪開催協賛申込書

令和 年 月 日

熊本市長 様

申込者所在地名称代表者役職氏名

連絡先下記の競輪について協賛したいので、次のとおり申し込みます。

協賛の特典を行使するに当たっては、関係法令及び実施要領に定められた内容を遵 守することを誓約します。

また、この競輪の協賛を原因として、第三者との間に紛議、紛争等が生じた場合には、申込者において解決します。

記

協賛種別	開催の協賛
協賛を希望 する競輪	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	開催グレード【 F I · F II 】
	開催の種類 【 モーニング ・ デイ ・ ミッドナイト 】
協賛金の額	円
開催タイトル (冠名)	
略称 15 字以内※1	
略称 12 字以内※2	
優勝選手 への副賞	有 ・ 無
式典出席	希望する ・ 希望しない
PRブース の設置	希望する ・ 希望しない
	PR内容
その他の提供品	※ファンサービス品等の提供がある場合は、内容を記載してください。

 競輪発第
 号

 令和年月日

様

## 熊本市長

# 熊本競輪開催協賛承認通知書

令和 年 月 日付で申込みのあった熊本競輪への協賛に関し、下記により、協賛者とすることを承認しましたので通知します。

記

以上

- 1 協賛競輪
  - (1) 令和 年 月 日~令和 年 月 日
  - (2) 開催グレード (F I · F II)
  - (3) 開催の種類 (モーニング・デイ・ミッドナイト)
- 2 協賛金の額 ( 円)
- 3 優勝選手副賞の有無 ( 有 ・ 無 )
- 4 特典の内容

•

.

 競輪発第
 号

 令和年月日

様

## 熊本市長

# 熊本競輪開催協賛不承認通知書

令和 年 月 日付で申込みのあった熊本競輪への協賛に関し、下記により、協賛者とすることを、不承認としましたので通知します。

なお、今回の結果にかかわらず、今後とも熊本競輪へのご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 協賛競輪
  - (1) 令和 年 月 日~令和 年 月 日
  - (2) 開催グレード (F I · F II)
  - (3) 開催の種類 (モーニング・デイ・ミッドナイト)
- 2 不承認とした理由

.